

# ホームページ運営規程

社会福祉法人歓びの園

## (目的)

第1条 情報発信と収集のための手段が多様化するなか、さらに広く簡便かつ迅速な情報を伝達することを目的として平成20年4月より『社会福祉法人歓びの園ホームページ』を有効、適切に運営するため、本規程を定める。

## (運営方針)

第2条 社会福祉法人歓びの園ホームページにおいて提供する情報は、公益に資することを基本とし、社会福祉法第70条等が求める施設台帳記載内容を満たすものとする。そのため、社会福祉法人歓びの園の事業等の情報を概括的に提供し、利用者・家族相互の活発な情報交換を図るとともに、情報の正確性、的確性、迅速性に留意し、またプライバシーの配慮に努めるものとする。

## (掲載内容)

第3条 以下の内容を基本として、運営・管理体制を勘案しつつ、必要に応じて充実を図る。

### (1) 法人情報

〔・定款に定める目的及び事業、収支状況等〕

### (2) 法人の運営する事業の概要

〔・利用状況、事業案内、重要事項説明書等〕

### (3) 法人の実施した調査・研究等の報告書の概要

〔・調査結果の概要、当該資料の入手方法・価格等〕

### (4) 法人の実施するイベント・セミナー等の周知案内

〔・施設行事・『ふれあい広場』・講習会等〕

### (5) 法人の事業に対する苦情対応等

〔・事業に対する苦情対応規程・個人情報保護規程・様式等〕

### (6) 福祉サービス利用者、市民を対象にする福祉サービスに関する情報

## (運営・管理体制)

第4条

(1) 運営・管理者はみゆき広場施設長とする。

(2) 運営・管理に関するルール等は、必要に応じて理事会にて協議を行う。また、必要に応じて現場運営委員会を通じ、意見交換を行う。

## (運営・管理に関する個別事項)

第5条

(1) 情報の作成及び更新

① 実施する事業の概要、セミナー等の周知、調査等の報告については、当該事業

の担当部署にて、あらかじめ定められたパソコン上の様式を用いて原稿を作成する。  
広報担当は、管理者の決裁を経てホームページ上に転送する。

② 期限の切れた情報の削除は、広報担当が行う。

#### (禁止行為)

第6条 本ホームページにおいて次の行為を禁止する。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 第三者の人権を侵害する行為
- (3) 第三者の知的財産を侵害する行為
- (4) 第三者に迷惑又は損害を与える行為
- (5) ウイルスなどで情報資源を破壊する行為
- (6) 情報資源への不法侵入を目的としたプログラムを作成及び配布する行為
- (7) その他社会福祉法人歓びの園のネットワークの正常な運営を妨げる行為

#### 付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。